

【松戸市立新松戸北保育所運営規程】

概要

1	事業所の名称等
	(1) 名称 松戸市立新松戸北保育所(以下、当保育所) (2) 所在地 松戸市新松戸7丁目145番地の3
2	施設の目的及び運営の方針
	当保育所は、保育を必要とする小学校入学前子ども(以下、「児童」という。)を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。 ●保育の提供にあっては、児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 ●保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 ●地域との様々な社会資源と連携を図りながら、児童の属する家庭や地域の子育て家庭に対する支援などを行うよう努めます。
3	提供する保育の内容
	保育方針 ◎一人一人の子どものありのままを受け止め、認め合えるようにする ◎同年齢や異年齢で一緒に生活したり地域の人と関わったりすることで、自分を素直に表現したり相手の気持ちを考えられるようにする ◎子どもの興味や関心から子どものやりたい気持ちを大切にし、自分で遊んだり決めたりしたり主体的に行動できるようにする 保育目標 ○自分で考えて 行動できる子 【保育内容】 様々なニーズを持つ児童が共に育ちあう保育をすすめます。 【給 食】 保育課に配属されている栄養士が、児童の 栄養とカロリーを計算し献立を作成し、当保育所で調理員による調理を行います。(土曜日は離乳食以外弁当持参) 【行 事】 四季折々の季節や文化、成長を祝う取り組みなどを行います。
4	職員について
	所長 副所長 主任 看護師 保育士 保育従事職員 調理員 事務員 作業員 (詳細については職員紹介をご覧ください)
5	保育の提供について
	開所：月曜日～土曜日 ☆保育標準時間認定に係る保育時間 ― 7:30～18:30までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間(※土曜日は7:00～18:00) 開所時間 7:00～19:00 ☆保育短時間認定に係る保育時間 ―8:00～17:00までの範囲内で8時間を上限とし保護者が保育を必要とする時間 ※上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は延長保育を提供します。 閉所：年末・年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日。その他市長が必要と認めた場合、臨時休所とする。
6	保護者から受領する費用の種類
	松戸市の規則により定められた保育料、給食費、行事参加費、延長保育料 ※日本スポーツ振興センター負担金
7	利用定員
	0歳児 5人 1歳児 8人 2歳児 8人 3歳児 17人 4歳児 21人 5歳児 21人 計 80人
8	保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
	松戸市役所保育課の利用調整を経て入所が決定されます。以下の場合には保育を終了するものとします。 ○児童が小学校に就学した場合 ○保護者から退所の申出があった場合 ○保護者が法に定める支給要件に該当しなくなった場合 ○その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた場合
9	緊急時等における対応方法
	児童の体調急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
10	非常災害対策
	消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施しています。
11	虐待の防止のための措置に関する事項
	児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
12	守秘義務
	職務上知りえた事柄について漏洩がないよう必要な措置を講じます。
13	個人情報の保護
	職務上知りえた事柄について漏洩や紛失がないよう必要な措置を講じます。